

本人確認のデジタル化・厳格化の推進について (説明資料)



内閣官房

情報通信技術（IT）総合戦略室

本人確認のデジタル化・厳格化の目的

<目的>

官民のサービスをデジタル化し、**個人が安心してそれを利用**できるようにするため、**当該個人が確実に本人であることを証明**でき、かつ、**サービス提供側がそれを確認**できるようなデジタル技術による本人確認手段を促進する。

<政府決定>

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進 (令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議)

5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等
(1) マイナンバーカードの安全性の周知等
(前略)

金融取引、クレジットカード契約や携帯契約時のコピー等のアナログ慣行の見直し、公的個人認証をはじめとした本人確認手続電子化の普及促進等について、関係業界等へ要請し、マイナンバーカードを用いた身分証明における電子化の普及促進を図る。

II. 1. (2). ④ デジタル技術による本人確認手段等の確保 (令和元年6月14日世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画)

官民のサービスをデジタル化し、個人が安心してそれを利用するためには、**当該個人が確実に本人であることを証明**でき、及び**サービス提供側がこれを確認**できる「本人確認手段」が必須となる。

我が国では、平成14年12月の公的個人認証法の制定により、厳格な本人確認手続を経て発行され、住民基本台帳に紐付いて失効管理される**高度な「本人確認手段」である公的個人認証（電子証明書）**を、全国どこに住んでいる人に対しても**低廉な費用で提供**することができる環境が整っている。特に、平成28年1月以降は、従来行政機関に限定されていた公的個人認証（電子証明書）を活用したサービス提供が**民間機関でも可能**となり、また、従来の電子署名用途（署名用電子証明書）に加え、電子認証用途（利用者証明用電子証明書）も発行されるなど、我が国の**安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤として、その機能を拡充**してきている。

特に本人確認のデジタル化・厳格化を推進する対象

以下の法律（法律の規定に基づく政令・省令等を含む。）に基づく本人確認について、特にデジタル化・厳格化を進めていただきますようお願いします。

対象法律

- **犯罪による収益の移転防止に関する法律**（以下、「犯収法」）
⇒金融機関、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、宅地建物取引業社、
電話受付代行業者、電話転送業者、宝石貴金属取引業者、郵便物受取業社等
- **携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律**（以下、「携帯法」）
⇒移動体通信事業者、仮想移動体通信事業者等
- **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律**（以下、「番号法」）
⇒個人番号利用事務等実施者として、マイナンバーの提供を受けるとき本人確認を行う事業者

本人確認のデジタル化・厳格化の方法（対面）

<従来>



①本人確認書類の提示・確認



③本人確認書類の返却



②本人確認書類のコピー



④本人確認書類のコピーの保管

- 本人確認書類の券面が偽造されているかを判別するのが困難。
- 本人確認書類のコピーの保管（ファイリング・保管スペースの確保等）に負担がかかる。

<デジタル化・厳格化後>



①窓口において本人確認書類の読み取り及びPINコードの入力



②表示内容の確認



③データの保管

- 偽造困難なICチップの情報を利用することで、厳格な本人確認を実施することができる。
- 本人確認情報の保管の負担が軽減される。
- 本人確認を行ったことの証跡をデジタルで確認できる。

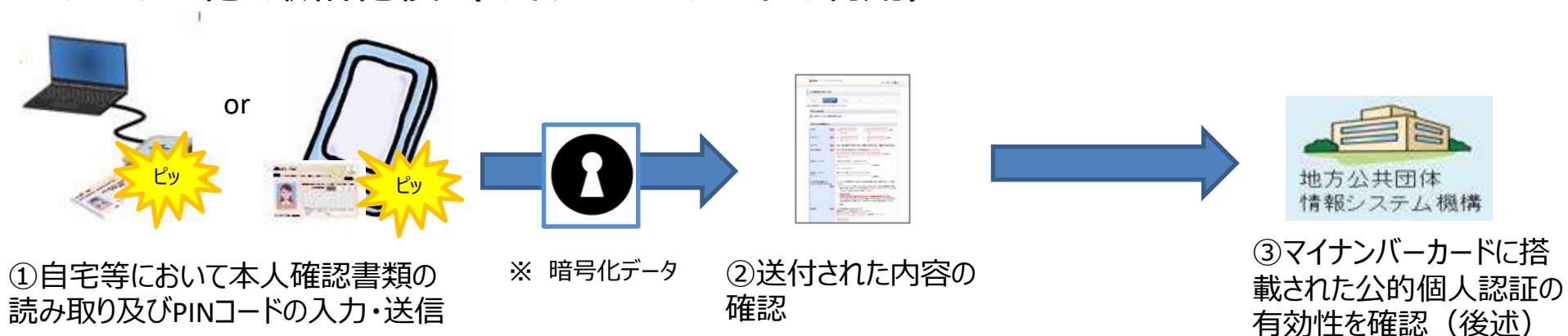
本人確認のデジタル化・厳格化の方法（非対面）

<従来（主な例）>



- 本人確認書類の券面が偽造されているかを判別するのが非常に困難。
- 一連の手續に時間がかかる。

<デジタル化・厳格化後（マイナンバーカードを利用）>



- 偽造困難なICチップの情報を利用することで、厳格な本人確認を実施することができる（地方公共団体情報システム機構に有効性を確認することで、住所等が最新のものかを確認できる）。
- 一連の手續を即時に行うことができる。

デジタル化対応可能な本人確認書類

①マイナンバーカード



マイナンバーカードのICチップに関するお問い合わせ先

総務省住民制度課
TEL : 03-5253-5517
FAX : 03-5253-5592

②運転免許証



運転免許証のICチップに関するお問い合わせ先

警察庁運転免許課
TEL : 03-3581-0141 (代)
(内線5323)
FAX : 03-3238-9331

③在留カード



在留カードのICチップに関するお問い合わせ先

法務省出入国在留管理庁
総務課情報システム管理室
TEL : 03-3580-4111
(内線5688)

④パスポート



パスポートのICチップに関するお問い合わせ先

外務省領事局旅券課
TEL : 03-5501-8167
FAX : 03-5501-8166

➤ 上記、本人確認書類はいずれも公的機関が発行していること及びICチップが搭載されており、偽造困難であることから、当施策における本人確認書類として想定しております。

参考資料(マイナンバー制度・マイナンバーカード)

マイナンバーカードについて①

- マイナンバーカードはマイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のカード
- マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示される。
- 本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行った上で交付。
（カードの申請受付、作成業務等は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に委任して実施）

マイナンバーカードの表面



- カードの有効期間が満了する日
発行の日から10回目の誕生日、
ただし、20歳未満は、発行の日から5回目の誕生日
- 電子証明書の有効期間が満了する日
発行の日から5回目の誕生日
- 追記欄
住所や氏名等の記載事項に変更があった場合に、
新しい情報が追記される

失効

- ・海外に転出したとき
- ・引っ越しの際、転出予定日からから30日、転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- ・引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日を経過したとき、又はその転入先市区町村から転出したとき
- ・死亡したとき

- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

マイナンバーカードについて②

マイナンバーカードの裏面



①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等) のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名	露 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

利用者証明用公開鍵

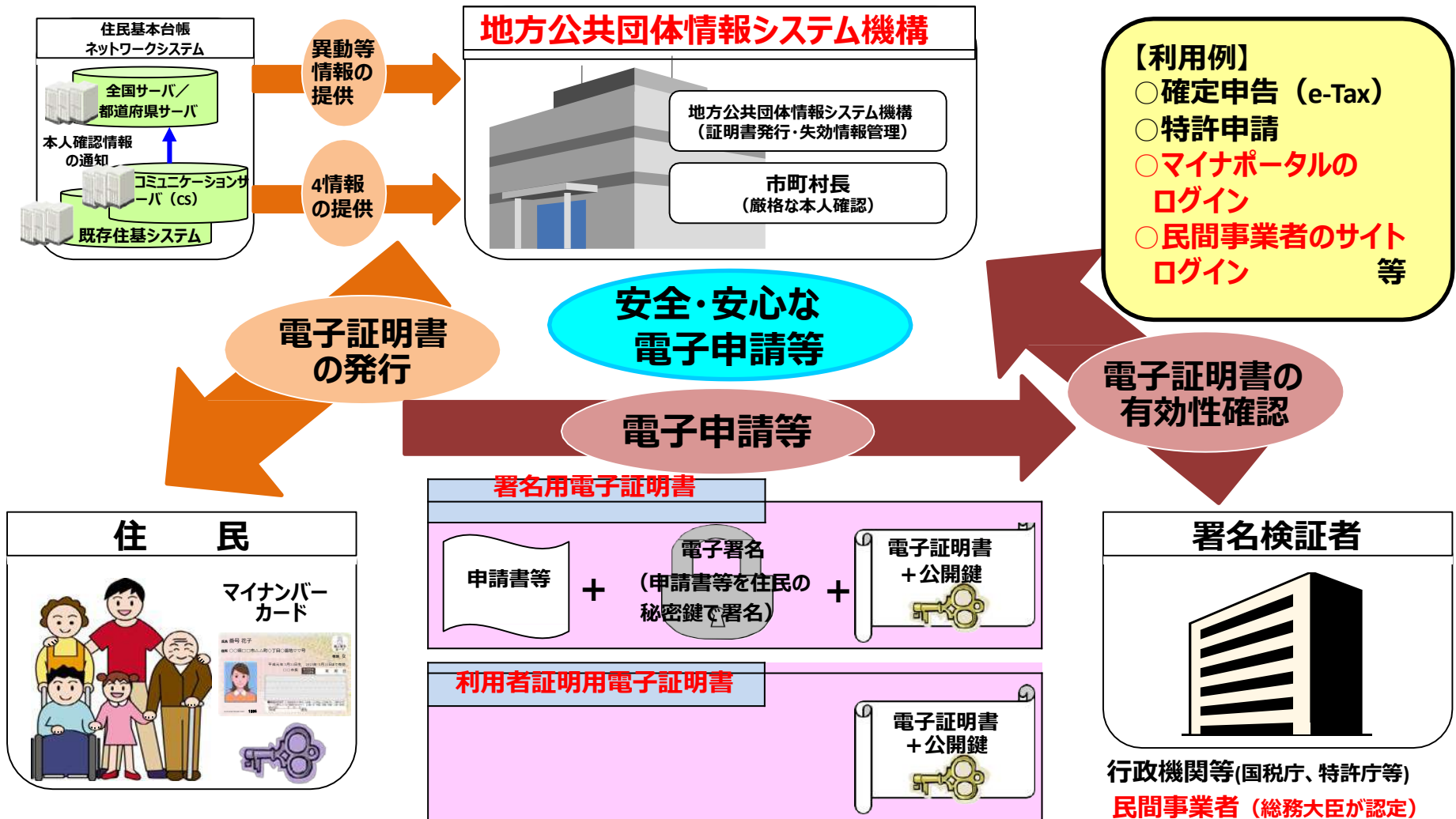
③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例：印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

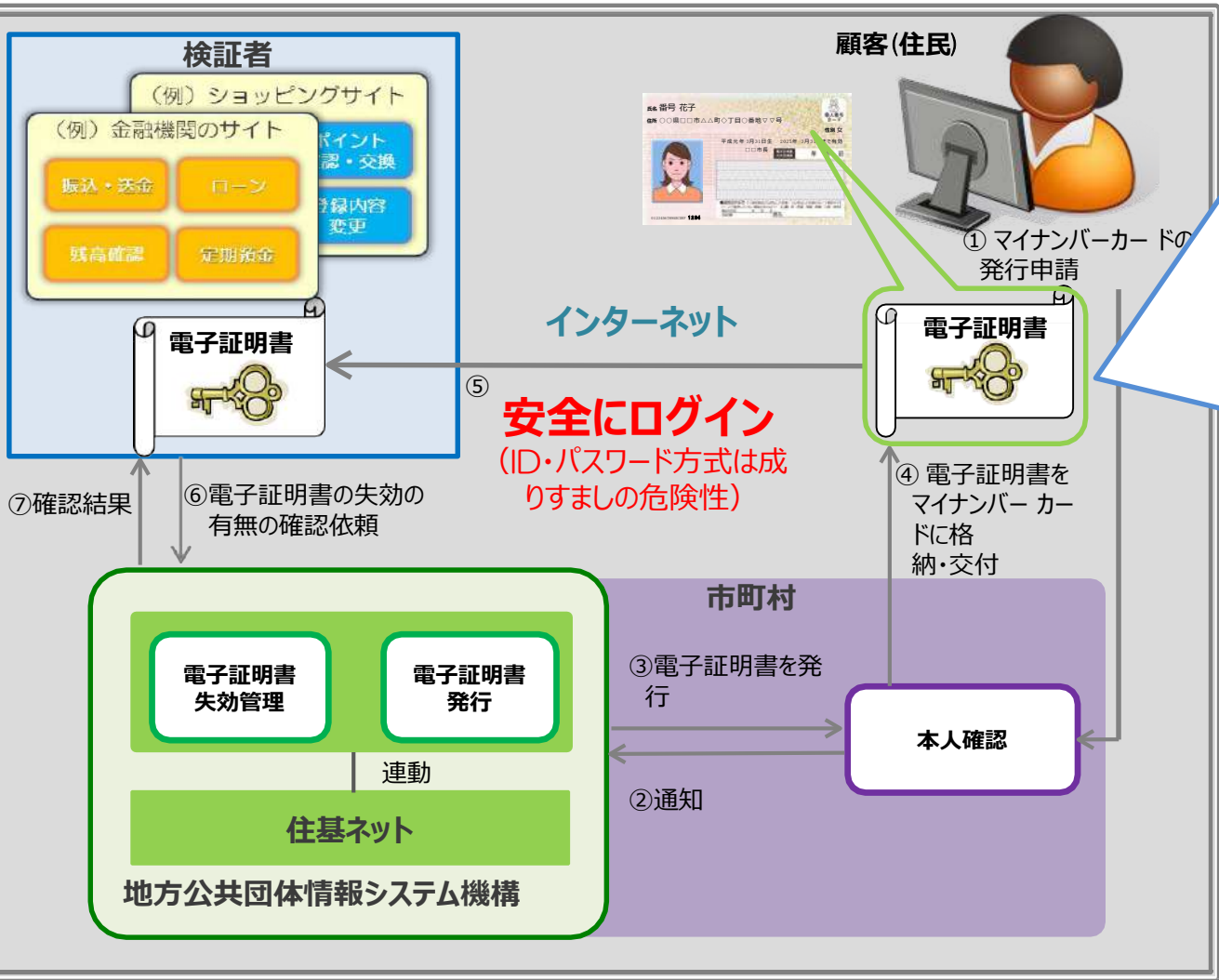
民間も含めが幅広く

公的個人認証サービスの概要について

- オンラインでの行政手続等における本人確認のための公的サービス。
- 成りすまし・改ざんを防ぎ、送信否認を担保するため、高いセキュリティを確保。

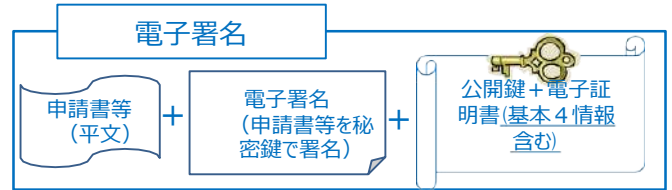


公的個人認証サービスのイメージ



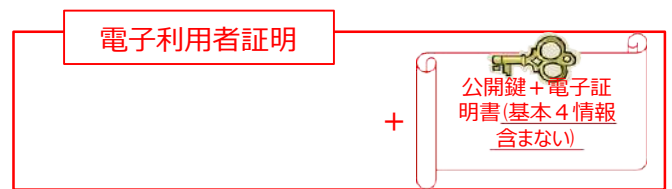
<電子証明書は2種類。>

◎ 署名用電子証明書【電子版の印鑑登録】



電子署名
: インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

◎ 利用者証明用電子証明書 <新規> 【電子版の顧客カード】



電子利用者証明
: インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書を用いて、利用者本人であることを証明する仕組み

公的個人認証サービス利用によるメリット

公的個人認証の民間拡大

電子証明書



①安価で迅速な顧客登録（アカウント開設）

（例）銀行オンライン口座など

従来の手続き方法に比べ、安価で迅速な開設が可能に。

②顧客情報の「異動なし」の把握と

「更新の契機」の把握

顧客から提出を受けた電子証明書の利用により、何らかの顧客情報の変化があるかを把握し、より迅速で効率的な情報更新が可能に。

③確実な登録ユーザーの確認

ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な本人確認を実施。

④お客様カードの代替

顧客情報等に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することができるため、独自のメンバーズカードの発行が省略可能。

公的個人認証サービスの民間利用

【令和2年12月10日現在】

民間事業者においても住宅ローンの契約手続や証券口座開設等の場面で、公的個人認証サービスの活用が進んでいる。
 ※民間事業者115社(大臣認定事業者14社、同事業者を利用している事業者101社)がサービスを提供

事業者名	公的個人認証の活用事例
○日本デジタル配信(株)	CATVを用いた年金支給に係る現況確認(実証事業)
○ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構	パソコン等での母子健康情報の閲覧
○NTTコミュニケーションズ(株)	プラットフォーム
・地域医療連携推進法人 日本海ヘルスケアネット	調剤情報の共有サービス
○(株)NTTデータ	プラットフォーム
・エスコロー・エージェント・ジャパン	住宅ローンのオンライン契約
・日本郵便(株)	電子レター受取り(MyPost)
・auカブコム証券(株)	オンラインでの証券口座開設
・マネックス証券(株)	オンラインでの証券口座開設
・(株)リーガル	オンラインでの本人確認サービスの提供
○GMOグローバルサイン(株)	プラットフォーム
・GMOクリック証券(株)	オンラインでの証券口座開設
・(株)グッドスターグループ	携帯電話のレンタル契約
・共同印刷(株)	オンラインでの金融機関等口座開設
○日本電気株式会社	プラットフォーム
○(株)パイブドビッツ	プラットフォーム
○(株)サイバーリンクス	流通業における電子契約
○日本医師会	HPKIカードの発行
○(株)日立製作所	健診情報閲覧時の本人確認
○(株)システムコンサルタント	オンラインでの電子契約サービス

事業者名	公的個人認証の活用事例
○サイバートラスト(株)	プラットフォーム
・(株)シーイーシー	子育てワンストップ支援
・大日本印刷(株)	オンラインバンクの口座開設(ジャパンネット銀行と連携)
・(株)ジャパンネット銀行	オンラインバンクの口座開設(大日本印刷と連携)
・(株)TRUSTDOCK	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)ネクスウェイ	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)LogicLinks	MVNOサービスの契約
・パーソナルキャリア(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)グラファー	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)xID	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)bitFlyer Blockchain	オンラインでの本人確認サービスの提供
・MONET Technologies(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・TIS(株)	オンラインでの本人確認サービス
○凸版印刷(株)	プラットフォーム
・(株)三菱UFJ銀行	住宅ローンのオンライン契約
・トッパン・フォームズ(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・三井不動産(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(一社) UDCKタウンマネジメント	オンラインでの本人確認サービスの提供
○(株)システムコンサルタント	オンラインでの電子契約サービス
○(株)野村総合研究所	プラットフォーム
・野村證券(株)	オンラインでの証券口座開設
・アフラック生命保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・日本生命保険相互会社	オンラインでの本人確認サービスの提供

公的個人認証サービスの民間利用

【令和2年12月10日現在】

民間事業者においても住宅ローンの契約手続や証券口座開設等の場面で、公的個人認証サービスの活用が進んでいる。

○:大臣認定事業者 ・:大臣認定事業者に署名検証業務を委託してサービスを提供している事業者

事業者名	公的個人認証の活用事例
○(株)野村総合研究所(続き)	プラットフォーム(続き)
・明治安田生命保険相互会社	オンラインでの本人確認サービスの提供
・住友生命保険相互会社	オンラインでの本人確認サービスの提供
・朝日生命保険相互会社	オンラインでの本人確認サービスの提供
・太陽生命保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・大同生命保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・第一生命保険(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・独立行政法人 住宅金融支援機構	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン精機(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン・エイ・ダブリュ(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン・エイ・ダブリュ工業(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)エイ・ダブリュ・サービス	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)エイ・ダブリュ・ エンジニアリング	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)エクオス・リサーチ	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)エイ・ダブリュ・メンテナンス	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)シー・ヴィテック	オンラインでの本人確認サービスの提供
・オーキス・ジャパン(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)エイ・ダブリュ・アイ・エス	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)シー・ヴィテック北海道	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)シー・ヴィテック九州	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン軽金属(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン高丘(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供

事業者名	公的個人認証の活用事例
・イナテツ技研(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン新和(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・新和工業(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・エイティー九州(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン高丘東北(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン化工(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・エイ・シー工業(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン機工(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・エイ・ケイ・ケイ・エム(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン開発(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)エイディーグリーン	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)エイディーノビ	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイ・ドリームライフサポート(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)アドヴィックス	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)アドヴィックスセールス	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン辰栄(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・辰栄メンテナンス(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン東北(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・埼玉工業(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)アイシン・コスモス研究所	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)テクノバ	オンラインでの本人確認サービスの提供
・新三商事(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供

公的個人認証サービスの民間利用

【令和2年12月10日現在】

民間事業者においても住宅ローンの契約手続や証券口座開設等の場面で、公的個人認証サービスの活用が進んでいる。

○:大臣認定事業者 ・:大臣認定事業者に署名検証業務を委託してサービスを提供している事業者

事業者名	公的個人認証の活用事例
○(株)野村総合研究所(続き)	プラットフォーム(続き)
・光南工業(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・となみの工業(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・シンコー精機(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・山形クラッチ(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・豊生ブレーキ工業(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン・インフォテックス(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン・メタルテック(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン北海道(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・テクノメタル(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)キャタラー	オンラインでの本人確認サービスの提供
・碧南運送(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・エフティテクノ(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)アイシン・コラボ	オンラインでの本人確認サービスの提供
・ファインテストエンジニアリング(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・IMRA AMERICA, INC.	オンラインでの本人確認サービスの提供 (日本支店で利用)

事業者名	公的個人認証の活用事例
・イムラ・ジャパン(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン健康保険組合	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン労働組合 アイシン・エーアイダブリュ支部	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン企業年金基金	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン労働組合 アイシン高丘支部	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン労働組合 アイシン化工支部	オンラインでの本人確認サービスの提供
・シーホース三河(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン労働組合 アドヴィックス支部	オンラインでの本人確認サービスの提供
・AHブレーキ(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)エイ・ダブリュ瑞浪	オンラインでの本人確認サービスの提供
・(株)エイ・ダブリュ工業・若狭	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシン・ソフトウェア(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・アイシンウェルスマイル(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・楽天ウォレット(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・LINE Pay(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供

民間事業者における公的個人認証サービスの活用（総務大臣認定制度・プラットフォーム事業者制度）①

公的個人認証サービスの民間開放(平成28年1月～)

- ✓ 行政機関等に利用が限定されていたが、インターネットによるサービスや電子商取引が普及・発展していくなかで、民間においても、安全・安心なサービス利用や取引を実現する観点から、より確実に本人確認を行うことができる環境づくりが求められたことにより、公的個人認証法の改正により民間事業者にもその利用を開放。

総務大臣認定制度

- ✓ 公的個人認証サービスの利用に当たり、民間事業者は
 - 利用者から電子証明書（記載事項：基本4情報、電子証明書の発行番号（一意の番号）等）
 - J-LIS（地方公共団体情報システム機構）から電子証明書の失効情報 等、極めて重要な個人情報を取扱うこととなる。
 - ※ 受領した電子証明書を失効情報と照合し、失効していないことを確認することにより当該電子証明書の有効性確認を行う。
- ⇒ システム上の措置や組織・人的な措置等の一定の基準を満たす事業者にのみ利用を認める総務大臣認定制度を創設。
 - ◀総務大臣認定基準の主な項目▶
 - ① システム上の措置（不正アクセス等の防止措置、担当者以外が操作できないような措置、システムの動作記録を取得 等）
 - ② 組織・人的な措置（従事者の責任や監査等を定めた業務手順書、他の事業者と業務を行う際の秘密保持、責任者の明確化 等）

プラットフォーム事業者制度

- ✓ 総務大臣認定を受けるに当たって、データセンターの整備・運用等の一定のコストが必要となる場合があり、民間事業者への普及拡大にあたっての阻害要因となり得る。
- ⇒ 既に総務大臣認定を受けた事業者（PF事業者）に、電子証明書取扱等の業務を全て委任した事業者（SP事業者）も公的個人認証サービスの効果を楽しむことができる「プラットフォーム事業者制度」を創設。
 - ※ プラットフォーム（PF）事業者：公的個人認証サービスの基盤（プラットフォーム）を提供する事業者
サービスプロバイダ（SP）事業者：利用者（エンドユーザー）に直接サービスを提供する事業者

民間事業者における公的個人認証サービスの活用（総務大臣認定制度・プラットフォーム事業者制度）②

通常の場合

（自らが総務大臣認定を受け署名検証者となる）

認定基準の主な項目

- ①システム上の措置（不正アクセス等の防止措置、担当者以外が操作できないような措置、システムの動作記録を取得等）
- ②組織・人的な措置（従事者の責任や監査等を定めた業務手順書、他の事業者と業務を行う際の秘密保持、責任者の明確化等）

①行政手続

申請

認定



プラットフォーム事業者を活用したケース

プラットフォーム(PF)事業者 ＜署名検証者＞



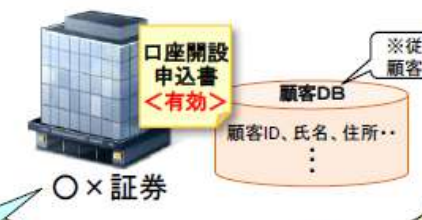
申請

認定

委託を受けた旨の届出

委託

サービスプロバイダ(SP)事業者 ＜みなし署名検証者＞



申請書と署名検証結果送付
※電子証明書情報や失効情報等の機微な情報は含まない

サービス申込み

③機微な情報の管理、署名検証業務

総務大臣認定事業者＜署名検証者＞



②設備投資

※PF事業者に委託することで

- ①行政手続
- ②設備投資
- ③機微な情報の管理、署名検証業務

を要せずに公的個人認証サービス活用によるオンラインサービス等の充実・拡大を図ることができる。

サービス利用者 ＜エンドユーザー＞



サービス利用者 ＜エンドユーザー＞



よくある質問（本人確認の厳格化・デジタル化について）

質問	回答
「デジタル技術による本人確認手段等の確保及び本人確認のデジタル化・厳格化の推進」とは、具体的にどういったことを指しているのか。	顔写真付きの公的な本人確認書類に搭載されたICチップを読み取る方法により本人確認を行うことを指しております。
対面・非対面、それぞれどのような確認を行うと「厳格な本人確認」と言えるのか。	顔写真付き本人確認書類のICチップを読み取る本人確認であれば、ICチップの記載内容を偽変造することが困難であることから、「厳格な本人確認」ができるものと言えます。
マイナンバーカード等のICチップを電子的に読み取らなければ、「法令上の本人確認を実施した」と認められないということか。	マイナンバーカード等のICチップを用いない本人確認であっても、「法令上の本人確認を実施した」と認められます。
マイナンバーカードを用いた本人確認とは、顔写真入りの身分証として、氏名と顔写真を確認することを言っているのか、それともICチップの情報を読み取ることを言っているのか。	マイナンバーカードに搭載されたICチップを用いた本人確認を指します。
マイナンバーカードを用いた本人確認は、ICチップの情報を読み取れば、顔写真と本人の顔を確認しなくてもいいのか。	どのように本人確認を行うかは、各本人確認法令等によるところですが、顔写真と本人との照合を行う場合には、ICチップ内の顔写真データを活用することで、より厳格な本人確認が可能となるものです。また、公的個人認証サービスについては、顔写真と本人との照合は行わないものの、一般的にはより本人確認強度の高い本人確認方法とされているものと承知しています。
マイナンバーカードを提示することで個人情報が全て見られてしまうのではないか。	マイナンバーカードのICチップにはカードの券面に記載されている情報以上の個人情報記録されていません。また、仮にマイナンバーカードの裏面のマイナンバーを他人に見られたとしても、暗証番号が分からなければ、他人がマイナンバーを使って手続をすることはできませんし、マイナンバーをキーに不正アクセスして芋づる式に個人情報を収集することもできません。
ICチップを読み取るためには何らかのデバイスが必要だという認識だが、各店舗や事業所におけるデバイスの導入費用は政府から何らかの補助があるのか。	政府からの補助は想定しておりません。 なお、現在、110機種以上のスマートフォンにより、ICチップを読み取ることができますので、適宜、活用していただければと存じます。
マイナンバーカードではなく、顔写真とICチップがついた民間の会員カード等で本人確認を行った場合、「厳格な本人確認」と言えるのか。	マイナンバーカード以外にも、運転免許証、在留カード、パスポートのICチップを読み取る方法により本人確認を行えば「厳格な本人確認」と言えます。

質問	回答
<p>スマートフォンでマイナンバーカードのICチップが読み取れるということだが、具体的にはどういったアプリを用いて、何の情報をどのように読み取って確認すればいいのか。</p>	<p>券面情報を読み取る場合に使用するアプリケーションについては、様々な企業からリリースされておりますが、J-LISのホームページでもアプリケーションが公開されておりますのでご活用ください。国として、特定のアプリケーションを推奨できませんので、予めご了承ください。</p> <p>なお、公的個人認証サービスを使用する場合は、J-LISまたは総務大臣認定事業者にお問い合わせください。</p> <p>【J-LIS】 https://www.kojinbango-card.go.jp/link/（券面事項表示ソフトウェア） https://www.jpki.go.jp/index.html（公的個人認証サービス）</p> <p>【総務大臣認定事業者】 http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kojinninshou-02.html#nintei</p>
<p>各企業が対応するメリット、もしくは対応しなければいけない理由は何か。</p>	<p>メリットとしては、本人確認を厳格に行うことができること、本人確認情報の保管の負担が軽減されること、本人確認を行ったことの証跡をデジタルで確認できること、（非対面の場合）一連の手続きを即時に行うことができること等が挙げられます。</p> <p>なお、政府として、安心・安全で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定しておりますので、各種本人確認法制の将来的な見直しも念頭に、ご対応いただきますようお願いいたします。</p>
<p>各企業として具体的に対応しておいた方が良いことは何か。</p>	<p>マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、パスポートによる本人確認を行う際、対面・非対面を問わず、券面ではなくICチップを活用して本人確認できる体制を整備していただきますようお願いいたします。なお、スマートフォンをマイナンバーカード対応のカードリーダーとして活用することができます。</p>
<p>ICチップを読み取って本人確認をしようとする場合、何か企業側で認証システムを開発する必要があるのか。</p>	<p>ICチップに記載された氏名等の本人確認情報を読み取る場合は、読み取り可能な機能を備えたデバイスとアプリを用意する必要がありますが、特段システム等を構築する必要はありません。</p>
<p>今回の要請は何かしら強制力があるものか。</p>	<p>本件取組に係る要請については強制力はありません。</p>